

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月26日

掛川市教育委員会委員長 小野 恵美子

第5条中「、幼稚園及び保育園」を「及び幼稚園」に改める。

別表第2の1の表に次のように加える。

5 幼稚園	1 幼稚園の整備及び再編の推進	○	
	2 再編対象園の利活用計画の策定		○
	3 園医等の委嘱	○	

別表第2の4の表を削り、5の表を4の表とし、6の表を5の表とする。

附 則

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。